

サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト

登録事業者名 株式会社ニチイケアパレス

住 宅 名 アイリスガーデン昭島 昭和の森

登録番号 14049

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態	チェック欄 はい
				介護のみと連携	
(1) 医療・介護連携の前提条件	<p>①入居者による医療・介護サービス選択の自由が確保され、その提供内容が入居者の状態や意向を反映したものか</p> <p>②住宅が地域のニーズを把握しているか</p> <p>③連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しているか</p> <p>④住宅・連携先事業所間で共有される入居者の個人情報の保護は、担保されているか</p>	<p>連携先以外の医療・介護事業所を、入居者が選択・利用する自由を制限していない</p> <p>入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない</p> <p>入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない</p> <p>ケアマネジャーを、入居者が選択・利用する自由を制限していない</p> <p>特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない</p> <p>特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない</p> <p>利用する医療・介護事業所を自由に選択できることを契約の重要事項説明書に盛り込むなど、入居者に十分に説明している</p> <p>連携先事業所以外も含め、地域の医療・介護事業所を入居者に情報提供している</p> <p>求めや必要な状況に応じて情報提供している</p>	★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
			★	●	✓
	イ	生活支援サービス、医療サービス及び介護サービスの内容と提供者を明確に区分し、入居者にわかりやすく説明している	★	●	✓
		医療サービスを利用する入居者について、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、医療事業所と適切に連携している	★	●	✓
		介護サービスを利用する入居者のケアマネジメントについて、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、入居者へのモニタリング等の機会を活用し、ケアマネジャー等と適切に連携している	★	●	✓
	エ	住宅の整備を行う段階から、区市町村や地域包括支援センター等地域の関係機関との連携体制が取れており、地域のニーズを把握している	★	●	✓
	カ	入居者に対して、入居者の個人情報の利用目的、管理方法等を書面により周知した上で、当該個人情報を住宅・連携先事業所間で共有することについて、入居者から書面による同意を得ている	★	●	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント		必須事項	連携の形態 介護のみと連携	チェック欄 はい
(2) 立地・建物の構造		①住宅と連携先事業所との日常のコミュニケーションや情報共有が図りやすい立地や建物の構造になっているか ②居室が生活支援サービスのみならず、医療・介護サービスが提供しやすいつくりとなっているか	工	居室が医療・介護業務に適したつくりになっている	●	✓
(3) 人員の配置	ア	①入居者が必要とするサービスに関わる専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか ②連携を調整する職員が定められているか	介護系	住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするサービスの提供に適した専門的人材が確保されている	★	● ✓
				社会福祉士の資格を持つ職員を配置している	●	✓
			イ	介護福祉士の資格を持つ職員を配置している	●	✓
	イ			連携先事業所との連携調整担当者を配置している（兼務を含む）	★	● ✓
(4) 連携の手段 (情報共有)	ア・イ	①情報共有の手段を定めているか ②情報共有の手段は、わかりやすく、活用しやすいか ③個人情報が適切に管理されているか	ア	住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている	★	● ✓
				住宅と連携先事業所との間の情報共有の手段や手順を書面でまとめしており、住宅と連携先事業所において共有している		● ✓
				紙媒体により情報共有を行っている		● ✓
				生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連携先事業所との間で共有する情報の範囲を定めている		● ✓
				住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りができる		● ✓
			ウ	住宅・連携先事業所それぞれの職員から見て、必要な情報を参照しやすい		● ✓
				ファックスを活用した情報共有を行っている		● ✓
				電子メールを活用した情報共有を行っている		● ✓
				電話を活用した情報共有を行っている		● ✓
	カ			情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている	★	● ✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態	チェック欄
				介護のみと連携	はい
(5) 医療・介護連携の質の向上のための取組	①入居者に対するサービス提供の方針を確認する場があるか ②連携に関わる職員のスキルアップの取組はあるか ③地域連携の取組を行っているか	ア 居宅サービスのケアプランは、入居者の同意のもと、最新の内容が住宅と医療事業所で共有できている サービス担当者会議に住宅職員や医療事業所の職員が出席している			✓
			●		✓
		イ 看取りを行う場合は、看取りに対応できる医療・介護事業所の職員を確保するなど必要な体制をとっている	★	●	✓
		住宅職員や連携先事業所の職員が、看取りの研修を受けている		●	✓
		オ 検査等、他の病院に通院する必要がある場合、住宅職員が送迎又は介護タクシーの手配を行っている 入居者のニーズに応じて、調剤薬局の薬剤師や歯科衛生士など、地域の様々な職種との連携を行っている		●	✓
				●	✓

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都のあり方指針に基づき遵守が必要なもの